

## サンスポーツクラブ・サンスイミングスクール 新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン

私たちは、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守し、会員様および従業員の健康と安全のため、館内の消毒及び換気など衛生管理を徹底して参ります。

### 【感染予防対策】

◇ご利用の自粛をお願いする方。

- ・保健所より濃厚接触者に該当されている方。
- ・保健所より要健康観察に該当されている方。
- ・風邪の症状や発熱（平熱より1度以上）がある方。
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。
- ・咳、痰、胸部不快感のある方。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。
- ・その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。

◇マスクの着用

- ・マスク着用については、会員及び従業員ともに遵守します。
- ・大人の方でマスク未着用の場合は原則入館を禁止します。
- ・施設利用時はマスク着用の上、1m以上間隔を空けてください。（プール利用時除く）
- ・従業員及びインストラクターは、マスク及びプール用マスクを着用しての指導を遵守します。



◇手指消毒・手洗い

- ・全ての入館者は、フロント及び各所で手指消毒を実施します。
- ・従業員は、業務開始時や接触が多い場所に触れた後などには必ず手指消毒します。
- ・入館者にこまめな手洗いをおこなうことを指導します。

◇体調の確認

- ・会員は施設利用前に、従業員は業務開始前に、検温・体調確認を行い、チェック表を記入します。
- ・発熱（平熱より1度以上）や風邪症状（咳や喉の痛み等）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、利用停止や出勤停止とします。

◇施設内の衛生管理

- ・多数が接触する場所や、他人と共用する物品は次亜塩素酸水を用いて定期的に清拭消毒をします。

(トレーニング機材、マット、カウンター、ドアノブ、自動販売機、スイッチ、トイレなど)

- 各所に噴霧器を設置し、次亜塩素酸水による除菌をおこないます。接触が気になる方はトレーニンググローブ又は使い捨て手袋の着用をおすすめします。
- 共有性の高い備品類(マシン拭取りタオル、ドライヤー、雑誌類)は中止とする場合がありますので、必要に応じてご持参ください。



#### ◇スイミングスクール(子ども)

- マスクの着用にご協力ください。
- 更衣は予め自宅で水着を着用することを指導し、室内滞在時間を短縮させます。
- レッスン前後の着替えを終えたら速やかな退出を従業員より促します。
- クラス入替時の混雑緩和のため、レッスンを早めに終える場合があります。
- バスタオルは名前を明記したナイロン袋に入れて持参するようにお願いします。

#### ◇スクールバスの送迎について

- ドライバーは、必ずマスクを着用します。
  - 全ての利用者は、乗車前に手指消毒を実施します。
  - 車内の座席や手すりは、乗車の入れ替え時等に消毒液による除菌清掃を実施します。
  - 走行中、窓を可能な範囲で常時開放し車内換気をおこないます。
  - 乗車する生徒はできる限りマスク着用と座席間隔を空けるように指導します。
- ※その他、各事業所によって詳細を定める。



### 【3密の回避】

#### ◇換気の徹底(「密閉」の回避)

- 常時または30分に1回5分程度、窓等を開放して換気します。
- 窓がない場合は常時換気扇と扇風機を使い空気の滞留を防ぎます。
- スタジオプログラムは45分を上限とし、間隔を20分以上確保し換気と消毒を実施します。

#### ◇施設内の混雑の緩和(「密集」の回避)

- 館内は必要に応じて人数制限をおこない、多数の人が集まらないようにします。

- ・プログラムによっては定員を設けます。
- ・サウナ（採暖室）は人数を制限する場合があります。
- ・スクール保護者はできる限り少人数でのご来館をお願いします。

#### ◇人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ・フロントやジムエリアなど、館内には必要に応じて間仕切りを設置します。
- ・館内はマスク着用の上、1 m以上の対人距離を確保します。（プール利用時は除く）
- ・館内の座席は間隔を空けてご利用ください。
- ・トレーニング機材の配置間隔を1 m以上確保します。
- ・フリーウエイトエリア、ダンベル周囲は1 m以上の間隔を空けてご利用ください。
- ・ロッカールーム使用の際はマスク着用の上、間隔を空けてご利用ください。
- ・不要な声出し及び不要な接触は禁止します。



#### 【感染症発生時と濃厚接触者への対応】

##### ◇患者発生の把握

事業所は、患者が確認された場合はその旨を保健所に報告し対応について指導を受ける。また、会員及び従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、感染予防策を改めて周知徹底する。

##### ◇濃厚接触者の確定

新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大予防策においては、医師の届け出等で患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請を行う事となる。このため事業所は、保健所の調査に協力し速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大予防のための措置をとる事とする。

##### ◇濃厚接触者への対応

事業所は保健所が濃厚接触者と確定した会員及び従業員に対して14日間自宅療養させ健康観察を実施する。

##### ◇施設の消毒

事業所は保健所の指導に従い消毒を実施する。また営業については保健所の判断の元、決定する。

以上

2022年1月1日改訂